



農地の売買

農地売買等事業のご案内

(公財)長野県農業開発公社は、法律に基づく「農地売買等事業」を行う組織として知事から指定を受けた団体です。規模縮小や離農などで農地を売りたい農家の農地を当公社が買入れて農業経営規模の拡大や効率的で安定的な農業経営を目指す担い手農業者の皆様に売り渡しています。

農地を売りたい方

公社事業活用の条件

対象:「市街化区域」を除く農地
農地買受予定者との間で価格等をあらかじめ調整後買受けます。

メリット1

◆譲渡所得が800万円まで特別控除され所得税が軽減されます。
(相対の場合は長期譲渡所得は所得税15%、住民税5%がかかります。)

(例)担い手農業者へ200万円で農地を売る場合

	公社利用	相対
①譲渡価格	200万円	200万円
②手数料等*	6.6万円	11.0万円
③課税対象額	0万円	189万円
④譲渡所得税(③×20%)	0万円	37.8万円
⑤手取額(①-②-④)	193.4万円	151.2万円

*公社は3%+消費税、相対は5%+消費税で試算。
*所得税には復興特別所得税2.1%が別にかかります。

メリット2

◆農地売買の契約書作成や登記等の事務手続きを公社職員がサポートします



農地を買いたい方

公社からの農地購入対象者

認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、市町村基本構想水準到達者、実質化された人・農地プランの中心経営体、規模拡大をする農業者

メリット1

◆登記手続は公社が確実にを行います



メリット2

◆登記時の登録免許税が10/1000に軽減されます(相対の場合は15/1000です)



メリット3

◆不動産取得税の課税標準額の1/3が控除されます(相対の場合は控除がありません)

メリット4

◆長期で低利の制度資金の融資対象とすることができます※別途要件、審査等があります



・上記の「農地を売りたい方」のメリット1及び「農地を買いたい方」のメリット2、3は「農業振興地域内の農用区域内」の農地が対象です。
・公社の農地売買には手数料がかかります。詳しくは最寄りの公社事業所までお問い合わせください。



公社は 農地の貸借もお手伝いします

(農地中間管理事業)

公社は県知事から指定を受けた「長野県農地中間管理機構」として農地を借受け、経営規模拡大を目指す担い手農業者や農業への新規参入者の方々に農地の貸し付けを行います。

規模縮小したい
農家

長野県農地中間管理機構
長野県農業開発公社

規模拡大したい
農業者



公社の事業所

公社は市町村農業委員会など地域の農業関係機関と連携し農地の集積・集約化を進めています。詳しくは最寄りの公社事業所までご相談ください。(平日8:30~17:15 担当者不在の場合は公社本所まで)

地域	担当事業所名	連絡先	
佐久	佐久事業所	佐久市跡部65-1	☎ 0267 (63) 3161(直)
上田	上田事業所	上田市材木町1-2-6	☎ 0268 (23) 1260(代)
諏訪	諏訪事業所	諏訪市上川1-1644-10	☎ 0266 (53) 6000(代)
上伊那	上伊那事業所	伊那市荒井3497	☎ 0265 (76) 6814(直)
南信州	南信州事業所	飯田市追手町2-678	☎ 0265 (23) 1111(代)
木曾	木曾事業所	木曾郡木曾町福島2757-1	☎ 0264 (24) 2211(代)
松本	松本事業所	松本市島立1020	☎ 0263 (47) 7800(代)
北アルプス	北アルプス事業所	大町市大町1058-2	☎ 0261 (23) 6546(直)
長野	長野事業所	長野市南長野南県町686-1	☎ 026 (233) 5151(代)
北信	北信事業所	中野市壁田955	☎ 0269 (22) 3111(代)

※各合同庁舎地域振興局農業農村支援センター内に設置

公益財団法人長野県農業開発公社 (長野県農地中間管理機構)

本所: 長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11階

【農地の売買】

TEL:026-217-6907
FAX:026-217-4466

【農地の貸し借り】

TEL:026-217-7167
FAX:026-217-7973

E-Mail:nagano@n-nouchi.net

ホームページ

長野県農業開発公社 検索

